

平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 太 陽 商 会
代表者名 代 表 取 締 役 酒 井 勝 一
(コード番号：2447 名証セントレックス)
問合せ先 取 締 役 中 川 哲 也
(電話 03-6419-7165)

不適切な会計処理についての報告

当社は、平成 26 年 3 月 11 日付「不適切な会計処理の判明について」において、一部の営業取引について不適切な会計処理が行われていたことが判明したことを受けて、当該取引における会計処理を修正することとした旨を公表しており、また、これにより、同日付で株式会社名古屋証券取引所より、当社株式は上場廃止基準に該当するおそれがある銘柄として監理銘柄（審査中）に指定されておりますが、当該会計処理等を取りまとめましたので、下記のとおりご報告いたします。

現在、当社では有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書並びに訂正決算短信を提出する予定で準備を進めており、訂正監査を行う監査法人の選定に時間を要しておりましたが、本日別途開示しております「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、一時会計監査人を選任いたしましたので、平成 26 年 4 月 28 日を目途に訂正報告書等の提出及び公表を行う予定です。従いまして、下記「4 訂正処理の概要と過年度決算の訂正」でご報告しております訂正処理及び訂正金額は、当社において訂正する予定としているものであり、現時点で監査が完了したものではありません。

記

1. 不適切な会計処理が判明した経緯

当社は、平成 26 年 1 月、証券取引等監視委員会開示検査課から、次の「2. 不適切な会計処理の概要」に記載の平成 25 年 3 月期における一部の営業取引について、当社作成の契約書や納品書はあっても、配送業者の記録などの伝票や、在庫や倉庫に関する資料といった「物品の物流」を証明する書類が無く、商品販売に係る売買契約締結後に納品が完了されていない取引について売上計上を行うべきではなかったとの指摘を受けました。このような事態の判明を受け、当社は当該営業取引の担当であった当時（以下、本件取引当時をいいます。）の代表取締役から取引の詳細について確認を行ったところ、当該取引について

不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。これにより、当社は社内において協議を行った結果、当該取引における会計処理を自主的に修正することとし、同年3月11日にその旨を公表いたしました。

2. 不適切な会計処理の概要

(1) 不適切な会計処理の原因となった取引の内容

不適切な会計処理の原因となった取引（以下「本件取引」といいます。）は、平成25年3月29日付「第三者割当による新株式の発行の中止並びに主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動の中止に関するお知らせ」にて、既に決議した第三者割当増資を中止しても平成25年3月期第4四半期に売上計上した4案件の営業取引で平成25年3月期は債務超過を解消する見込みとなったとお知らせしたうちの1案件であり、環境関連商品の販売による売上であります。

本件取引の具体的な内容は、下記の通りです。

当社は仕入先から環境関連商品を仕入れ、再販を目的とする販売先に販売する売買契約を平成25年3月21日に締結いたしました。商品の価格と販売台数については、当社からの販売価格は1台38,095円（税込40,000円）で合計2,000台の販売であり、これによって売上高76,190千円が計上されました。また、当該商品の仕入価格は1台につき15,238円（税込16,000円）で仕入台数2,000台であるため、仕入れ30,476千円を計上するとともに、差分である45,714千円が当社の利益となりました。

本件取引の納品については、仕入先から販売先への直送となっており、当社は平成25年3月21日付にて仕入先から納品書を受領し、平成25年3月28日付にて販売先からの検収書を回収しておりました。

契約書上の支払い日については、仕入代金32,000千円（税込）については平成25年3月25日に12,000千円、平成25年5月31日に20,000千円を支払うこと、販売代金80,000千円（税込）については平成25年3月28日に40,000千円、平成25年5月31日に40,000千円の分割回収を見込んでおりましたが、実際は、仕入先への支払については平成25年3月25日に12,000千円を銀行振込み、平成25年5月28日に20,000千円を譲受け小切手で代用返済の形とし、販売先からは、平成25年3月28日に銀行振込みで15,000千円、平成25年5月28日に現金及び譲受け小切手で40,000千円、平成25年6月21日に現金で25,000千円を回収しており、この売上債権の回収遅延で売上計上要件としての売上債権の回収可能性が具備されず、平成25年3月期の会社法監査の完了が平成25年6月25日までかかる状況となりました。

しかしながら、本件取引について実際の納品が仕入先から販売先になされていませんでした。

(2) 不適切な会計処理に至った経緯

当社は、平成 24 年 3 月期に債務超過となったことから、平成 24 年 4 月 1 日から株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間に入っており、平成 25 年 3 月期で資産超過とならなければ上場廃止となるところ、平成 25 年 3 月期第 3 四半期においての債務超過額は 73,355 千円となっていたために債務超過を解消することを目的として平成 25 年 3 月 15 日付で第三者割当増資の実施を公表いたしましたが、第三者割当増資の引受先とその後の交渉過程で懸念が発生したことに加え、同時に自力営業での 4 案件の営業取引での売上・利益の計上による債務超過解消の見込みがたったため、平成 25 年 3 月 29 日付「第三者割当による新株式の発行の中止並びに主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動の中止に関するお知らせ」にて第三者割当増資を中止いたしました。

本件取引は、その際の売上 4 案件のうちの 1 案件であり、仕入先は当社の現代表取締役が取締役を務める会社であり、当時の当社代表取締役は、仕入先及び販売先とも現代表取締役の紹介で知り合いとなり、それぞれの相手先と本件取引とは別の営業取引を進めておりました。

本件取引の仕入れに至ったのは、上記のとおり当社と協業を検討していた中で、本件取引の営業担当であった当時の当社代表取締役が仕入価格の考慮などを要請し、当社で販売価格を決定する形での仕入れを依頼いたしました。

会社としては、仕入先との間で平成 25 年 3 月 21 日付で本件取引の売買契約書を締結し、同日付で請求書と納品書を受領しております。一方、実際、営業担当であった当時の当社代表取締役と仕入先の間では、納品については販売先からさらに別の企業へ転売される予定だったことから、商品の再販先の希望で名入れやカラーバリエーションなどの具体的な商品への指示と納品数の指示がなされるのを待つこととなっておりました。しかしながら営業担当であった当時の当社代表取締役は売上計上基準に適合する定形の納品書と検収書を準備し、仕入先からは実際の商品の移動に拘らず、これらの書面の締結と回収を行っておりました。

会社としては、商品の具体的な納品についての事実は把握しておらず、仕入先からの納品書を確認した上で、請求書にある 12,000 千円及び 20,000 千円を支払いました。しかし、当時、仕入先からは発注分 2,000 個のうちの 4 分の 1 程度が名入れ等の前の状態で在庫としてあると聞いていたものの、この後の製作状況や現在の在庫の保有状況については、当社も当時の当社代表取締役から確認をしておりませんでした。

販売先は、当時、本件取引とは別件の太陽光発電パネルに係る営業取引で依頼を行っていた会社ですが、販売先独自の営業ルートにて本件取引の商品を販売できる旨の営業を受け、販売先の代表と当時の当社代表取締役が、当社から購入した本件取引の商品にマージンを乗せて再販することで合意し、平成 25 年 3 月 21 日付で本件取引の売買契約書を締結しました。

会社としては、仕入先からの納品書をもって、同日付けで販売先に対して請求書及び納品書を発行し、平成 25 年 3 月 28 日付で販売先より検収書を受領したことにより売上計上しております。また前(1)に記載のとおり、2 回の分割払いとした売上債権の回収については、第 1 回目の支払期日である平成 25 年 3 月 28 日付けで、販売先より銀行振り込みにて契約金額の一部 15,000 千円を回収しております。その後、支払期日は超えたものの、平成 25 年 5 月 28 日に現金及び譲受け小切手にて 40,000 千円、平成 25 年 6 月 21 日に現金にて 25,000 千円を回収しております。

平成 25 年 3 月時点では、本件取引の販売先は再販先に本件取引の商品を販売することで利益を確保する予定でしたが、販売先の再販営業が順調に契約締結までに至らない中で、契約書に記載された当社への第 1 回目の支払期日(平成 25 年 3 月 28 日)が到来しました。その後、同年 4 月から 6 月にかけて、この販売先から、再販を予定していた再販先との契約が不可能となり、当時の当社代表取締役に対して再販先を至急に見つけて欲しいとの依頼がありました。

この後、販売会社から先の再販先がなかなか決まらない中で、このまま契約をキャンセルにするわけにはいかないと考え、当時の当社代表取締役があくまでも個人的な立場での再販先を探す協力を申し出ました。販売先から次の再販先を見つけると同時に、今の販売先の位置に値する会社に販売権利と債務を継承させる企業も探し始めました。その際、一日も早い商品の再販先を営業することが急務でしたので、この再販先営業について、販売先と契約や取決めなどはしておりませんでした。

しかしながら、当該販売先の再販の営業が不調に終わったために、販売先からの売掛金の回収ができず、これによって、本件取引の環境商品の製造及び納品も行うことができない事態となっておりました。当時の監査法人からは、決済代金の確認ができなければ本件取引に係る売上計上は認められない旨を言われていたため、当時の当社代表取締役が、当該決済に必要な資金を自身で借入れ、これをもって当該販売先に対する売上債権の回収であるとして決済を完了させておりました。

具体的には第 1 回目の入金を平成 25 年 3 月 28 日に一部支払い分として当時の当社代表取締役が 15,000 千円を販売先名義にて当社に銀行送金を行っておりました。その後も販売先から再販先への具体的な転売が決まらないまま第 2 回目の支払期日である平成 25 年 5 月 31 日が近付いたために、当時の当社代表取締役は平成 25 年 5 月 28 日に第 1 回目の支払残金と第 1 回目の一部支払い分として 40,000 千円を、また第 2 回目の支払期限が過ぎた平成 25 年 6 月 21 日に 25,000 千円を自身の借入にて工面し、販売先からの支払い代金の回収として当社に提出いたしました。なお、当時の当社代表取締役の借入れ及び当社への支払いについては、販売先との契約や要請に基づき行われたものではありません。

会社としては、第 1 回目の入金(銀行振込)が販売先名義であったこと、その後の入金が現金であったが、当時の当社代表取締役が販売先からの売掛金の回収分として回収して

きたと報告していたので、経理上の処理は完了しておりました。また、当該一連の営業について、当社で本件取引に関与した社員及び役員は当時の当社代表取締役以外におりませんでしたので、当社では実際には販売先からの支払いでなかった事実を認識しておりませんでした。また監査法人も販売代金の回収の事実によって売掛金回収の認識をしており、本件取引の売上計上が認められておりました。

一方、平成 25 年 4 月から 6 月にかけて、当社は、当該売掛金の回収が遅れていたことから、監査法人から売掛金の回収があるまでは、売上計上基準に該当していない旨を通達されており、平成 25 年 5 月 20 日付「平成 25 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」において、売掛金が回収できれば債務超過を解消できることを公表し、平成 25 年 6 月 12 日付「平成 25 年 3 月期計算書類等に係る監査の状況に関するお知らせ」のとおり、売掛金が回収できず会社法監査が終了していない状況で定時株主総会の招集通知を送付いたしました。その後、平成 25 年 6 月 25 日付で売掛金の回収が完了した旨及び平成 25 年 3 月期会社法監査の監査報告書を受領した旨を公表し、平成 25 年 6 月 28 日に資産超過の有価証券報告書を関東財務局に提出した上で、同日付けで名古屋証券取引所の上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間から解除されたことを開示しております。

なお、本日現在におきまして、前述のとおり本件取引の商品は納品されておらず、当社ではその製造・在庫状況を確認しておりませんが、当該商品の今後の仕入れ・販売については検討し粛々と取り組む所存であります。

(3) 不適切な会計処理の動機

当時の当社代表取締役は、平成 25 年 3 月期の債務超過を解消し上場廃止を回避するために公表した第三者割当増資を中止しても、本件取引を含む平成 25 年 3 月期第 4 四半期で成立した取引による売上・利益計上で債務超過を解消できると判断をいたしました。

しかしながら、その後、本件取引の販売先の再販先が見つからない中、監査法人からの要求としてその売上債権の回収が必須となりました。そのような環境の中で、当時の当社代表取締役は、販売先が再販先の営業に苦戦し、最終的に販売意欲がなくなり契約がキャンセルされると、販売先が持つ販売権や債務の他社への地位継承の手段もとれず、本件取引の売上・利益計上を取り消され、平成 25 年 3 月期で債務超過となり上場廃止となることを懸念し、これを回避するために、当時売上計上に問題があると考えましたが、販売先からの代金の回収について、当時の当社代表取締役が代金を立て替えておいて、後で再販先を見つけて販売先から地位継承すれば、結果的に問題ないと判断しておりました。

(4) 不適切な会計処理に関する当社役員等の関わり

当時の取締役（当時の当社代表取締役を除く。）、監査役、従業員及び現在の取締役（現在の当社代表取締役を除く。）、監査役、従業員が本件取引を認識したのは平成 26 年 1 月の証券取引等監視委員会からの指摘時に知らされました。また、本件取引が発生していた当

時、役員就任前であった現在の当社代表取締役につきましては、仕入れ先の役員であることから当時再販が決まらず最終的な発注が遅れていたことについて認識しており、また当時の当社代表取締役が売上債権として自己の借入れを行っていたことは一部認識しておりました。

(5) 前(1)以外の取引に係る不適切な会計処理の可能性

当社は、当時の当社代表取締役から第三者割当増資を中止した際に公表した本件取引以外の3案件については売上計上基準を満たしているとの説明を受け、また、証券取引等監視委員会からの指摘は本件取引のみであったことから当社としては他の取引についての訂正の必要はないと判断しております。

3. 不適切な会計処理に至った原因

(1) 仕入れ・売上計上における業務フロー上の問題

当時の当社における状況は事業収益が上がらない中で、新規の採用は行わず、当時の当社代表取締役が営業活動を行う体制となっていました。また経理部門についてもそれまでの社員の退職などもあり、他部門との兼任2名で行っており、人材不足でありました。

そのために本件取引のように、仕入れにおける発注から納品の検品や一部の支払業務、売上における受注から代金の回収業務までも通気一貫で当時の当社代表取締役が行う形となってしまったこと、また、業務フロー上のチェック機能が脆弱化していたという問題がありました。

(2) 取締役会における問題

本件取引は当時の代表取締役による営業案件であり、当人からの受注報告に基づいて契約書、仕入先からの納品書、販売先からの検収書等も受領したため、会社としては、納品自体は実行されているとの認識のもと、その売上計上については監査法人の見解を確認しながら売上計上を行いました。売上計上後は、売掛金の回収について当人に確認をしながら行っておりました。

取締役会では、書面の確認と入金状況の確認に関心が集中したために、実際の物流の確認を怠っていたことと、与信の確認は企業情報などの情報は収集するものの、担当者である当時の当社代表取締役へのヒアリングが不十分なものであったことが、回収リスクに対する牽制・チェックが働かなかった原因であります。

(3) 監査役会における問題

監査役会では、受注時に本件取引の営業担当である当時の当社代表取締役に対して受注内容の確認を行いました。その後は、売掛金の回収について強い関心を持ち注視していたため、数度にわたり当人と面談の機会をもち進捗状況を確認しておりました。監査役会と

しては、売掛金の回収状況確認は行ったものの、現金による回収についての営業担当である当時の当社代表取締役への追及が不十分であったことが牽制・チェックが働かなかった原因であります。

(4) 内部監査における問題

内部監査では、当社の組織が小規模のため必要最低限の人員で行っていたことに加え、従業員の退職による経理担当者の補完ができていなかったため、内部監査担当者は兼任している経理の年度決算関連業務に比重がかかり、本来の内部監査による牽制・チェックが働きませんでした。

(5) その他のコーポレートガバナンス体制等の問題

当時の状況としては、平成 25 年 3 月期の債務超過を解消するために第三者割当増資を決議しましたが、それを中止してまでも営業活動による収益の確保によってその債務超過を解消させようとした当時の当社代表取締役の独自の案件であったことから、当社のコーポレートガバナンス機能における役員等の牽制が働かなかったことに問題があります。

(6) 「改善報告書」及び「改善状況報告書」の縦覧期間に再度過年度訂正が発生した原因

当社は、平成 23 年 6 月に、平成 19 年 3 月期における営業取引について、収益認識基準の実現要件が充足されないまま売上計上を行った結果、当該売上計上を取り消しする過年度決算訂正を行い、これに伴い株式会社名古屋証券取引所から適時開示体制について改善の必要性が高いとして、「改善報告書」及び「改善状況報告書」の提出を徴求され、現在これらが縦覧されております。そのような状況の中で、当該「改善報告書」記載の再発防止策を履行しましたが、当時の倫理意識及びコンプライアンス向上のための社内勉強会等が生かされず当時の当社代表取締役のコンプライアンスが欠如したこと及び、従業員の退職等により営業部門の人材が不足したこと及び再び管理部門において人材が不足したにも関わらずそれを補えなかったことにより社内チェック機能が脆弱化したことで再度訂正が発生することとなりました。

4 訂正処理の概要と過年度決算の訂正

(1) 訂正処理の概要

当社が予定している訂正処理は以下のとおりです。

- ① 平成 25 年 3 月期における本件取引に係る売上 76,190 千円は、納品が行われておらず売上計上基準に該当しないため、取消処理いたします。
- ② 平成 25 年 3 月期における本件取引に係る仕入 30,476 千円は、納品が行われていないため取消処理いたします。
- ③ 平成 25 年 3 月期における本件取引に係る売掛金の回収処理については、資金の拠出

先が明確になったため、当時の当社の代表取締役からの預り金として訂正処理いたします。

- ④ 平成25年3月期における本件取引に係る買掛金の支払処理については、実際の送金が行われているため、仕入先への預け金として訂正処理いたします。
- ⑤ 平成25年3月期における本件取引に係る一般債権の貸倒引当金繰入額7,200千円については戻入れを行い訂正処理いたします。
- ⑥ 平成26年3月期第1四半期における本件取引に係る売掛金の回収処理については、当時の代表取締役からの預り金として訂正処理いたします。
- ⑦ 平成26年3月期第1四半期における本件取引に係る買掛金の支払処理については、仕入先への預け金として訂正処理いたします。
- ⑧ 平成26年3月期第1四半期における本件取引に係る売掛金の回収による貸倒引当金繰入の戻し処理7,200千円については取消処理いたします。

(2) 過年度決算の訂正と影響額

前(1)の訂正処理による過年度決算の訂正額と影響額は以下のとおりです。

(連結)

(単位：千円)

		修正前	修正後	修正額	増減率
平成25年3月期期末	売上高	221,258	145,067	△76,190	△34.4%
	営業利益	36,899	△1,614	△38,514	－%
	経常利益	43,584	5,070	△38,514	△88.3%
	当期純利益	50,148	11,634	△38,514	△76.8%
	純資産	7,833	△30,681	△38,514	－%
	総資産	162,170	116,370	△45,799	△28.2%
平成26年3月期第1四半期	売上高	36,453	36,453	0	－%
	営業利益	14,317	7,117	△7,200	△50.2%
	経常利益	16,870	9,669	△7,200	△42.6%
	当期純利益	16,707	9,507	△7,200	△43.1%
	純資産	24,540	△21,173	△45,714	－%
	総資産	171,716	203,716	32,000	18.6%
平成26年3月期第2四半期	売上高	43,735	43,735	0	－%
	営業利益	△10,290	△17,490	△7,200	－%
	経常利益	△6,289	△13,489	△7,200	－%
	当期純利益	△6,974	△14,174	△7,200	－%
	純資産	858	△44,855	△45,714	－%
	総資産	149,652	181,652	32,000	21.3%
平成26年3月期第3四半期	売上高	44,717	44,717	0	－%
	営業利益	△43,584	△50,785	△7,200	－%
	経常利益	△39,719	△46,919	△7,200	－%
	当期純利益	△40,746	△47,946	△7,200	－%
	純資産	△32,913	△78,627	△45,714	－%

	総 資 産	170,606	202,606	32,000	18.7%
--	-------	---------	---------	--------	-------

(個別)

(単位：千円)

		修正前	修正後	修正額	増減率
平成25年3月期期末	売 上 高	212,655	136,464	△76,190	△35.8%
	営 業 利 益	51,074	12,560	△38,514	△75.4%
	経 常 利 益	41,420	2,906	△38,514	△92.9%
	当 期 純 利 益	43,043	4,528	△38,514	△89.4%
	純 資 産	△72,272	△110,786	△38,514	－%
	総 資 産	461,332	415,532	△45,799	△9.9%

5 再発防止策

(1) 内部統制面

① 仕入れ・売上計上における業務フロー上の問題への対応

外注者への発注（契約書の締結）から納品物の検品確認、一部の支払までの業務が営業担当者である当時の当社代表取締役1人で行われたことを踏まえて、平成26年3月から、当時の当社代表取締役は営業から退きました。

また、平成26年5月を目途に営業部門の人員の増加を図り、営業部門における組織を確立し、当社規程の業務フローに則った仕入・売上計上体制を確立いたします。また、次回の定時株主総会において営業担当役員を配置し、営業部門でのチェック機能を強化いたします。

平成26年5月を目途に、経理実務の経験豊富な担当者を増員し経理実務を行い、現在の経理担当者を上長に配置しチェック機能を強化します。また次回の定時株主総会で会計財務の有識者を管理担当役員として選任する予定です。

② 取締役会における問題への対応

平成26年6月の定時株主総会により経営陣の刷新及び社外取締役の登用を行う予定です。

③ 監査役会における問題への対応

平成26年3月末の臨時株主総会において司法書士の資格を持つ監査役を追加したことにより、コンプライアンスを重視したチェック機能を強化いたします。

④ 内部監査における問題への対応

内部管理体制の強化を図るため、既存の内部監査だけでなく、平成26年5月を目途に、社外の有識者を監査推進室（二名以上）に配置し、受注だけでなく、業務全般のモニタリング等を通して内部統制機能の強化を図ってまいります。具体的には監査

推進室には弁護士と会計士などの有識者に依頼し法的な見地からの確認を随時行います。

⑤ その他のコーポレートガバナンス体制等の問題への対応

コンプライアンスを重視した経営及び営業活動を行い、健全な成長を目指すため、再度コンプライアンスに関わる研修を平成 26 年 5 月を目途に、役職員に実施いたします。

(2) 社内処分

当時の当社代表取締役の処分を行います。具体的な処分の時期及び内容は、今後検討いたします。

6 平成 26 年 3 月期決算への影響

本件取引の訂正による平成 26 年 3 月期決算への影響については、今後、速やかに本日選定した一時会計監査人と相談してまいります。

7 今後の予定

(1) 有価証券報告書等の訂正

当社は、次の過年度訂正有価証券報告書及び訂正四半期報告書を提出する予定です。

〈提出予定書類〉

平成 25 年 3 月期 有価証券報告書の訂正報告書
平成 26 年 3 月期 第 1 四半期報告書の訂正報告書
平成 26 年 3 月期 第 2 四半期報告書の訂正報告書
平成 26 年 3 月期 第 3 四半期報告書の訂正報告書

(2) 決算短信の訂正

当社は、次の過年度決算短信の訂正を公表する予定です。

〈提出予定書類〉

平成 25 年 3 月期 決算短信（訂正）
平成 26 年 3 月期 第 1 四半期決算短信（訂正）
平成 26 年 3 月期 第 2 四半期決算短信（訂正）
平成 26 年 3 月期 第 3 四半期決算短信（訂正）

今般の件につきましては、真摯に反省し、今後こうした事態を起こさないよう、再発防止に努めてまいります所存でございます。

以上